

第4号議案 令和4年度長崎市一般会計補正予算（第14号）

〔文化観光部所管分〕

【目次】	(予算説明書頁)	(資料頁)
[7款 商工費]		
7・1・4 観光費		
1 観光施設管理運営費		
1 長崎歴史文化博物館運営費	30～31	2～5
《繰越明許費補正》		
観光施設管理運営費		
長崎歴史文化博物館運営費	50～51	6～7
[10款 教育費]		
10・6・3 文化財保護費		
《繰越明許費補正》		
【単独】文化財保存整備事業費補助金		
各種文化財	56～57	8～10

文化観光部  
令和5年2月

予 算 説 明 書					事 業 名	補 正 額
ページ	款	項	目	番号		
30 ～ 31	7 商工費	1 商工費	4 観光費	1-1	長崎歴史文化博物館 運営費	千円 12,577

## 1 概 要

海外交流史を中心とした長崎の歴史と文化を一覧でき、また長崎学研究の拠点となる長崎歴史文化博物館について、共同設置者である県と市でその運営費負担金の一部を負担し、長崎文化・学術の発展に寄与する。

## 2 事業内容

長崎歴史文化博物館は、展示・収蔵資料を適切な温度及び湿度において管理する必要がある施設であるため、空調を24時間稼働していることから、ウクライナ情勢やコロナ禍、原油価格上昇等による電気及びガス料金高騰の影響を大きく受けている。

博物館における展示・収蔵資料の保管は、事業の根幹となるものであり、資料の管理事業を有する博物館において、光熱費は施設の管理運営上、指定管理者の裁量で節約できる経費ではない。

長崎歴史文化博物館を安定して運営し、公設博物館としての使命を果たすため、電気及びガス料金高騰の影響を大きく受けている長崎歴史文化博物館の指定管理者に対し、光熱費の不足が見込まれる額として、施設の管理について事務委託をしている県の試算により算出した25,153千円について、長崎歴史文化博物館の運営に関する協定書に基づき、県1:市1の割合でその経費を負担し、支援するもの。

### (1) 不足見込額の考え方

ア 単 価: 令和4年度の実績及び直近の単価が継続する想定で試算

イ 使用量: 令和4年度及び令和3年度の実績値で試算

### (2) 不足見込額の算出方法

#### ア 電気料見込額

使用月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
単 価(円)	20.68	20.01	20.60	21.38	22.71	23.92
使用料(kw)	153,710	175,536	182,513	207,996	206,107	196,699
電気料(円)	3,179,400	3,512,968	3,760,442	4,447,527	4,681,196	4,705,829

実績

使用月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
単 価(円)	24.28	24.28	24.28	24.28	24.28	24.28	
使用料(kw)	193,387	159,010	152,467	144,110	127,894	148,870	2,048,299
電気料(円)	4,695,936	3,861,174	3,702,293	3,499,363	3,105,597	3,614,947	46,766,672

実績

見込み

イ ガス代見込額

使用月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
基本料(円)	286,930	286,930	286,930	286,930	286,930	286,930
従量単価(円)	98.88	99.61	104.90	107.92	112.39	119.97
使用料(m <sup>2</sup> )	23,977	29,896	36,694	38,377	39,221	33,663
ガス代(円)	2,657,694	3,264,781	4,136,218	4,428,395	4,694,939	4,325,375

実績

使用月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
基本料(円)	286,930	286,930	286,930	286,930	286,930	286,930	3,443,160
従量単価(円)	130.28	147.17	147.17	147.17	147.17	147.17	
使用料(m <sup>2</sup> )	23,245	16,654	15,634	14,439	14,173	19,638	305,611
ガス代(円)	3,315,377	2,737,970	2,587,853	2,411,979	2,372,831	3,177,139	40,110,551

実績

見込み

ウ 光熱費当初予算額 61,725,000 円

$$\begin{aligned}
 \text{エ 不足見込額} &= (\text{ア 電気料見込額} + \text{イ ガス代見込額}) - \text{ウ 光熱費当初予算額} \\
 &= (46,766,672 \text{ 円} + 40,110,551 \text{ 円}) - 61,725,000 \text{ 円} \\
 &= 25,152,223 \text{ 円} \\
 &\approx \underline{25,153,000 \text{ 円}} \\
 &\quad \text{うち長崎市負担分 } 25,153 \text{ 千円} \times 1/2 = \underline{12,577 \text{ 千円}}
 \end{aligned}$$

3 財源内訳

区分	事業費	財源内訳			
		国庫支出金※	県支出金	地方債	一般財源
予算現額	千円 182,185	千円 —	千円 —	千円 —	千円 182,185
補正額	12,577	12,577	—	—	—
補正後の額	194,762	12,577	—	—	182,185

※新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金(単独)

#### 4 長崎歴史文化博物館に係る新型コロナウイルス感染症の影響に関する支援について

##### (1) 支援の目的

世界的に新型コロナウイルス感染症が蔓延する中、国内外において移動の制限やイベント等が自粛されることで、観光業を含め経済活動が大きく停滞しているところであり長崎歴史文化博物館においても、経営環境に大きな悪影響が出ている。

長崎歴史文化博物館の管理運営に関する基本協定第17条2項において、不測のリスクが生じた場合は、指定管理者と協議のうえでリスク分担を決定することとなっており、コロナ禍の影響は甚大かつ長期化していることがリスク分担に定める事項以外の不測のリスクに該当すると考えられることから、県市協議のうえで、例外として運営経費に対する定額の支援を行ったもの。

##### (2) 支援金額及び算定方法

###### ア 令和2年度 支援負担金額

10,000 千円(県1:市1負担、(長崎市負担分 5,000 千円))

〈算定方法〉

他の県有施設についても支援が実施されるため、事務委託をしている県の算定方法を用いた。

管理運営費(経常的経費)の規模や利用者の減少度合いに応じて、「単価×補正係数」で算定

A 単価	
管理運営費	単価(千円)
0.5 億円未満	3,000
0.5～1.5 億円	10,000
1.5 億円以上	20,000
管理運営費の規模に応じて単価を設定	

B 補正係数①	
利用料金/管理運営費	係数①
30%未満	0.5
30～40%未満	0.75
40～50%未満	1.0
50%以上	1.0
管理運営費に対する利用料金の比率が高いほどコロナによる利用者数減の影響を受けやすいため、係数を設定	

C 補正係数②	
利用者の減少率	係数②
30%未満	0.5
30%以上	1.0
利用者数の減少率に応じて係数を設定	

	A 管理運営費	B 利用料金 / 管理運営費	C 利用者の減少率
長崎歴史文化博物館 (H29-R1 の平均)	356,286 千円	28.2%	76.9%

支援負担金の計算	20,000 千円	×	0.5	×	1.0	=	10,000 千円
----------	-----------	---	-----	---	-----	---	-----------

###### イ 令和3年度 支援負担金額

5,000 千円(県1:市1負担、(長崎市負担分 2,500 千円))

〈算定方法〉

他の県有施設についても支援が実施されるため、事務委託をしている県の算定方法を用いた。

管理運営費(経常的経費)の規模や利用者の減少度合いに応じて、「単価×補正係数」で算定

A 単価	
管理運営費	単価(千円)
0.5 億円未満	3,000
0.5～1.5 億円	10,000
1.5 億円以上	20,000
管理運営費の規模に応じて単価を設定	

B 補正係数①	
利用料金/管理運営費	係数①
30%未満	0.5
	※0.25
30～40%未満	0.75
40～50%未満	1.0
50%以上	1.0
管理運営費に対する利用料金の比率が高いほどコロナによる利用者数減の影響を受けやすいため、係数を設定 ※管理運営費が 200,000 千円以上の場合は 0.25	

C 補正係数②	
利用者の減少率	係数②
30%未満	0.5
30%以上	1.0
利用者数の減少率に応じて係数を設定	

	A 管理運営費	B 利用料金 / 管理運営費	C 利用者の減少率
長崎歴史文化博物館 (H29-R1 の平均)	356,286 千円	28.2%	66.9%

支援負担金の計算	20,000 千円	×	0.25	×	1.0	=	5,000 千円
----------	-----------	---	------	---	-----	---	----------

### (3) 県と市の負担割合に係る根拠

長崎歴史文化博物館の運営に関する協定書第1条に基づき、県1:市1の割合で負担する。

【参考】長崎歴史文化博物館の運営に関する協定書(抜粋)

(費用負担の基本原則)

第1条 博物館の運営は、長崎県と長崎市の共同事業として、それぞれ1対1の割合に基づく経費の負担により行うことを基本とする。

予算説明書【繰越明許費】				事業名	繰越明許費
頁	款	項	目		
50 ～ 51	7 商工費	1 商工費	4 観光費	【単独】観光施設整備事業費 長崎歴史文化博物館	千円 9,011

### 1 事業の概要

長崎歴史文化博物館において、施設を健全かつ経済的に維持・運営していくため、長期修繕計画に基づき、建物や空調設備等の整備を行う。

※施設の管理については、地方自治法第252条の14第1項の規定に基づき、長崎市が長崎県に事務の委託をしているため、施設整備に係る費用の一部を負担金として長崎県へ支払うもの。

### 2 繰越明許費

(単位:千円)

金額		財源内訳			
		国庫支出金	県支出金	地方債※	一般財源
当初予算額	41,200	—	—	37,000	4,200
支出予定額	30,258	—	—	27,200	3,058
<b>繰越明許額</b>	1,931	—	—	1,700	231
上段:11月補正済額					
下段:今回補正額	<b>9,011</b>	—	—	<b>8,100</b>	<b>911</b>

※公共施設等適正管理推進事業債(長寿命化事業)90%(交付税措置率30%)

### 3 事業内容

#### (1)令和4年度整備予定箇所

件名	内容
木部灰汁抜き補修工事	長崎奉行所復元部分の一部の灰汁抜き(汚れ落とし・シミ抜き等)及び補修
西白洲塀取替工事	西白洲の塀の取替え工事
荷物用エレベータ修繕	部品のオーバーホール(交換)
吸収冷温水機分解整備工事	吸収冷温水機(冷暖房をする熱源機)の分解整備
空調機更新工事	博物館のパッケージエアコンの更新

繰越対象  
今回補正

繰越対象  
11月補正済

展示映像コンテンツ作成	長崎のキリシタン史及び海外交流史に関する新たな映像コンテンツの作成
展示解説多言語化	展示の解説の多言語化
お白洲寸劇映像制作・多言語化	特別寸劇プログラム「浦上一番崩れ」の制作及び多言語化
ながさきミュージアムネットワーク更新	収蔵資料・コレクションのデータベースの改修に伴う設計

(2) 繰越対象事業の詳細

ア 整備箇所 奉行所復元箇所である西白洲に設置されている木製の塀

イ 整備内容 木部の腐食等により傷みが激しく、危険な状態であるため、塀自体を取り替える。

ウ 事業費及び県市負担額 (単位:千円)

事業費全体額	長崎県負担額(2/3)	長崎市負担額(1/3)
27,035	18,024	9,011

※長崎歴史文化博物館の建設に係る負担割合に基づき、県2:市1

エ 整備箇所写真



4 繰越理由

西白洲塀取替工事を行うにあたり、施設の管理について事務委託をしている長崎県が実施した指名競争入札において入札不調となり、事業が年度内に終了しない見込みであるため。

5 スケジュール

区 分	月	令和4年度				令和5年度			
		4	7	10	1	4	7	10	1
西白洲塀取替工事	当初			契約	施工				
	変更後					契約	施工		

予算説明書【繰越明許費】				事業名	繰越明許費
頁	款	項	目		
56 ～ 57	10 教育費	6 社会 教育費	3 文化財 保護費	【単独】文化財保存整備事業費 補助金 各種文化財	千円 3,127

### 1 事業の概要

国指定文化財、長崎県指定文化財、または長崎市指定文化財の民間所有者が実施する保存整備事業(修理)に対し、事業費の一部を補助するもの。

### 2 繰越明許費

(単位:千円)

金額		財源内訳			
		国庫支出金	県支出金	地方債	一般財源
予算現額	17,709	—	—	—	17,709
支出予定額	14,582	—	—	—	14,582
<b>繰越明許額</b>	<b>3,127</b>	—	—	—	<b>3,127</b>

### 3 事業内容(令和4年度)

文化財名称	主な事業内容	繰越対象 事業
国指定重要文化財 聖福寺4棟 (大雄宝殿・天王殿・鐘楼・山門)	大雄宝殿:耐震診断、素屋根組立・解体 山門:耐震診断	
<b>国指定史跡 小菅修船場跡</b>	<b>曳揚げ機小屋の耐震補強等工事 (令和4～6年度予定)</b>	
県指定有形文化財 皓台寺仁王門	保存整備工事	
市指定有形文化財 黄檗開祖国師三幅対	修復及び表具新調	
市指定史跡 上野(彦馬)家墓地	石積復旧修繕	
市指定史跡 浦上村瀧庄屋志賀家墓地	樹木の伐採、石積等保存整備	
市指定天然記念物 滑石大神宮社叢	社叢高木(5本)の剪定	
市指定天然記念物 松森神社のクスノキ群	クスノキ(1本)の剪定	



#### 4 繰越理由

国指定史跡 小菅修船場跡の保存整備事業について、「史跡小菅修船場跡整備基本計画」に基づき、補助事業者において曳揚げ機小屋の耐震補強等工事に着手する予定であったが、内閣官房から、本工事について、ユネスコ世界遺産センターへの報告を求められ、その報告にかかる調整に時間を要し、工事発注が遅れ、事業が年度内に完了しない見込みであるため。

#### 5 事業費(財源)内訳

(単位:千円)

補助対象	総事業費 ①	国庫支出金 ②(※1)	県支出金 ③(※2)	市予算額 ④(※3)	事業者(主) 負担額 ①-②-③-④
国指定史跡 小菅修船場跡	25,018	12,509	4,169	3,127	5,213

※1 国宝重要文化財等防災施設整備費補助金…補助率 1/2

※2 指定文化財保存整備事業補助金…補助率 1/2以内

(国庫補助対象事業は対象事業費から国庫補助額を減じた額の1/3以内)

※3 市指定文化財等保存整備事業補助金…補助率1/2以内

(国庫補助対象事業は対象事業費から国庫補助額を減じた額の1/4以内)

#### 6 スケジュール

国指定史跡 小菅修船場跡(令和4年度繰越分)

年度	令和4年度											令和5年度				
	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6			
当初	曳揚げ機小屋の耐震補強等工事								● 委員会(※)							
変更	● 委員会(※)							曳揚げ機小屋の耐震補強等工事						● 委員会(※)		

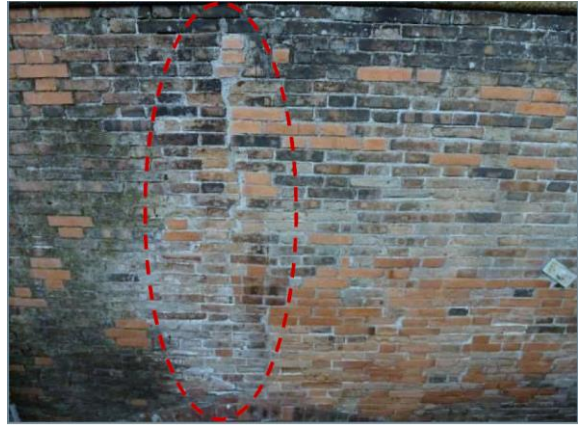
※国指定史跡小菅修船場跡保存・整備・活用委員会(事業者設置)

## 7 現況

### 国指定史跡 小菅修船場跡(曳揚げ機小屋)



曳揚げ機小屋(正面)



煉瓦壁面クラック



小屋内部



ボイラー前の滞水状況